

# 利 用 者 各 位

## 石井町社会福祉協議会

### リサイクルチャイルドシート貸出運営事業について

- 〔 目 的 〕 平成12年4月1日より道路交通法改正による6歳児未満の子どものチャイルドシート着用の義務化に伴い、石井町社会福祉協議会・石井町ボランティアセンターにおいてリサイクル活動としてのチャイルドシートのリサイクルを 旋し、子どもを乗車中の事故から保護し、健やかな成長を助長するとともに子育ての観点から、保護者の負担を軽減することにより児童福祉の増進を図る事を目的とする。
- 〔 利 用 者 〕 借受人は、石井町在住者とし申し込みにあたり住所の確認が出来るものを提示する。  
チャイルドシートの受入れについてはこの限りではない。
- 〔 申 込 方 法 〕 貸受希望者は石井町社会福祉協議会・石井町ボランティアセンターに連絡し利用登録を行い「チャイルドシート借受書」への署名、押印の手続きを終了後チャイルドシートの貸出を受けることとする。
- 〔 貸 出 期 間 〕 貸出期間は最長3年間とする。但し、チャイルドシートの製造及び使用についての法改定が平成15年1月1日以降に実施される予定があるため、暫定的に最長期間は平成14年12月31日までとする。
- 〔 借 用 〕 貸出したチャイルドシートの使用料は無料とする。  
受入チャイルドシートも無料で受け入れる。
- 〔 返 却 〕 貸受期間が終了した場合は、直ちに「取扱説明書」、「付属品」とともにチャイルドシートを返却すること。  
尚、取扱説明書等の紛失、本体及び付属品を損傷、紛失した場合にはその旨を申告すること。
- 〔 そ の 他 〕 チャイルドシート借受書に基づき使用すること。

実施主体 石井町社会福祉協議会・石井町ボランティアセンター

☎674-0139 ☎637-4333

運営団体 NPO法人 あかねの和

TEL675-2861 (理事長：横野)

# チャイルドシート借受書

借受人は、下記の各要項を了承し借り受けします。

借 受 期 間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日  
借 受 品：チャイルドシート本体、取扱説明書、付属品一式  
そ の 他：外形的に損傷のないことを確認しました。

令和 年 月 日

借 受 人 住 所 石井町

氏 名

電話番号 — —

運 営 団 体 住 所 石井町藍畑字高畑166-3

NPO法人 あかねの和

氏 名 理事長 横野 はつみ

電話番号 088-675-2861

## 【 チャイルドシート借受要項 】

- チャイルドシートは、「取扱説明書」及び「使用上の注意事項」を読んで、正しく座席に取り付けること。  
特に、助手席にエアバックの装備されている車両にあたっては、その取付け方法を必ず確認すること。また、取付けにあたっては、あらかじめシートベルトの機能を確認し説明書に従って正しく取り付けること。
- 借受人において、借受けたチャイルドシートの本体及び「取扱説明書」、「付属品（固定用金具等）」の保管管理を適切に行うこと。
- 借受人は、借受品を第3者に譲渡、質入れ、転貸等をしてはならない。また、改造等をおこなってはならない。
- 借受人が、借受けたチャイルドシートを使用目的に従って使用中に、交通事故によりチャイルドシートが故障した場合の補修や弁償の義務はない。
- 運営団体は、借受人がチャイルドシートに外形上の損傷のないことを確認して貸出た場合において、借受人の不注意によって生じた損害、交通事故、使用目的以外使用による損害については一切の責任を負わない。
- チャイルドシートの借受期間が終了した時は、簡単に汚れを落として、「取扱説明書」、「付属品」とともに返却すること。  
取扱説明書等の紛失、本体及び付属品を破損、紛失した場合などには、その旨を申告すること。